

日程第5．議案第32号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5．議案第32号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第32号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成28年4月1日より施行、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が平成28年6月1日に施行されることに伴い、南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第32号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本改正条例は、2条立てとなっております。第1条が保育士の特例を設けるもの、第2条は避難設備の改正についてであります。この第1条、第2条とも施行年月日が違うことから2条立てとして今回提案しております。第1条につきましては、施行日が本年4月1日になります。2条については、6月1日。その4月1日適用となっておりますかのぼっての説明となりますが、改正省令の官報の掲載が2月にございました。それから、2条分の改正に関する部分についての官報も同じ2月の1日違いで掲載されておまして、私どもがこの保育士の特例を設ける部分の確認が漏れており本日の提案となってしまいましたことをお詫び申し上げます。ただ、その改正部分に関する本町の保育所等への影響は全くございませんことをご報告いたします。

それでは、まず条例を読み上げて説明いたします。議員の皆様におかれましては、新旧対照表をご覧ください。第1条 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第16号）の一部を次のように改正する。附則に次の見出し及び4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当

分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭もしくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項もしくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。

第2条 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。第28条第7号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する」を削り、「付室」の次に「（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を加え、「第2号、」を削り、「第3号」の次に「、第4号」を加え、「第9号」を「第10号」に改める。

第43条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する」を削り、「付室」の次に「（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」を加え、「第2号、」を削り、「第3号」の次に「、第4号」を加え、「第9号」を「第10号」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成28年6月1日から施行する。

内容を説明いたしますので、資料をご覧ください。まず、第1条についてです。先ほど申し上げましたように、保育士の特例を設けるものでございまして、改正の趣旨といたしましては、保育における労働力需要に対応するよう保育の質を落とさずに保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育士の担い手の裾野を広げるとともに保育士の勤務環境の改善、就労継続支援につなげることが必要であることから、保育所並びに小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置について特例的な運用が可能とされたことにより、本町の条例も同様の改正を行うものであります。

概要といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、これは平成26年厚生労働省令第61号ですが、その基準が改正されまして、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の保育士の配置について当分の間、以下の特例を設けることとされたことによるものです。

1点目です。保育士の配置に係る特例。朝・夕などの児童が少人数となる時間帯において、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となった場合に、あと1人については保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置くことができるものです。これは保育する数が1名ですが、必ずもう1人先生がいなければいけません。そのもう1人については、保育士でなければいけなかったのですが、ここの基準を柔軟化と言いますか緩和して、この1人については町長が認める者でよいとなりました。

2点目です。幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例。これは、幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができるようになりました。それから、保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対しましては、子育て支援員研修など必要な研修の受講を促すこととされております。

3点目です。保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例です。これは、保育所を1日につき8時間を超えて開所していること等によって認可の際に必要なとなる保育士の数に加えて更に保育士を確保しなければならない場合、その追加的な保育士については保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置くことができることとなっております。この②と③の特例を適用する場合であっても、保育士の資格を有する者を各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上は必ず置かなければならないと規定されています。

次に、第2条についてでございます。建築基準法施行令の特別避難階段の構造が改正されました。そのことによりまして保育所等の避難階段の規定についても所要の改正が行われていることから、本町条例についても改正するものであります。〔概要〕でございます。建築基準法施行令第123条第3項各号には特別避難階段に関する構造上の規定が示されています。具体的には、階段室、バルコニー及び付室は耐火構造の壁で囲むこと、あるいは天井及び壁は不燃材料で仕上げること、予備電源を有する照明設備を設けることなどが明記されております。今回の改正によりまして、屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場

合においては、階段室又は付室の構造が通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることが新たに加えられましたので、本町の条例も改正するものであります。改正に伴いまして、小規模保育事業A型と事業所内保育事業を行う事業所が施設整備を行う場合、4階以上の階における避難階段について、屋内と階段室とを付室を通じて連絡する場合においては、付室又は階段の構造は火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして一定の構造方法を用いるもの、又は認定を受けたものとなります。以上が、議案第32号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 議案第32号資料の〔概要〕②に幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例とあります。これは特例として保育士とみなされるに期限があるのか。当分の間という条項があるのですけれども、当分の間を過ぎるとどうなるのか。

それからもう1つは、同②の子育て支援員研修等はどういった内容なのか。受講日数などご存知でしたらお聞かせください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず1点目の当分の間という部分でございますが、国の見解としましては、女性の就業率の上昇等によって保育の受け皿拡大が急速に進んでいる間を指すと。待機児童を解消するその受け皿特例が一段落するまでの間となっております。

2点目の研修については、課長から説明いたします。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 研修は、現在のところ県が主催して、各市町村の保育従事者、資格を得るための方々が参加しております。当町からも平成26年度も平成27年度もそれぞれ研修に行っておりますが、一番最近の研修であれば今年2月13日、主に土日を使って研修が行われます。そこで午前9時半から午後5時まで5日間、1カ月間をかけて研修して日程が修了することになります。平成27年度におきましては、本町から8人、平成26年度におきましては本町から18の方が受講しております。以上です。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時36分）

再開（午前10時37分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 私も当分の間というのが気になっていたのですけれども、先ほどの説明だと保育の受け皿が広がって良くなるということなのかな、要するに待機児童がなくなると聞こえたのですけれども、それに向かって各自治体ががんばっているわけですが果たしてその時期が来るのかとても疑問があるのですね。いつまでもこれは続くのではないかと思うのですが、ただ、保育士と同等というか学習・経験を積んでいけばいいとなっていて、②でも必要な研修の受講を「促す」であって、必ずやらなければならないということではないわけです。これまでも平成27年に18名、28年にも18名を予定していて、それなりに効果を上げているように見えるわけですが、条例では「促すことができる」というのはちょっと弱くないか。受けなければならないと強く規定してはどうかとも思います。それから、③には認可の際に必要な保育士に加えてですから、必要となる保育士は確保されているわけですよ。その他に追加的な保育についてという、ここはどのような状況なのか説明をお願いしますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ただいまの特例3点目についてですが、認可を受ける際には、保育所の8時間という開所時間の基準がまずありまして、定員に対してどれだけの保育士という数で認可を受けます。しかし、実際には早朝の時間帯あるいは午後5時以降7時までという朝の早い時間帯や夕方の遅い時間帯にも保育士を配置しなければいけない部分がございます。ですから、どうしても保育所としては認可の基準以上の保育士がいなければ実際の運営ができない状況がございます。早朝での保育士の確保、夕方以降の保育士の確保、この保育士の数が足りない今の状況下に、これが全員保育士であると大変厳しい。この追加する部分の保育士については、町長が認めた方でいいですよという特例でございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 言っている意味は分かるのですけれども、構造的なことであるの

であれば、例えば8時間の分は認可を得るために保育士を何名確保したと、その他にも早い時間帯、遅い時間帯に補助的な人が必要であろうということで、それが例えば週に1回とか少ない日数であればそういうことも必要でしょうけれども、構造的にそういうことが見通せるのであればそれも含めて園の職員として確保するということが普通ではないでしょうか。それとも、保育士の例えば休みなどのローテーション関係でそういう保育士も必要かとも思ったのですが、8時間を超えてということが毎日起きるのであれば、前もってきちんと確保するべきではないかと思うのですがどうですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議員の質問にありますように、保育所の中には短時間勤務の保育士もおり、要するにシフトを組むわけですね。その各時点に基準を満たす保育士がいなければなりません。その基準を満たす保育士とは全員が保育士でなければいけなかったのですが、1人こういう人でいいですよという、そして議員おっしゃいますようにこの部分は保育士以外の人も入って皆でやることによって保育士の勤務環境の改善につなげて、保育士が仕事を続けやすくなる就労継続の支援にもなるということでこういう特例を設けているものです。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 よく分かります。保育士の担い手の裾野を広げるとかいろいろありますので、そのなかで体験をさせて保育士の資格を取るということもあるのでしょうかけれども、ただ、保育の質が落ちるのではないかとと言われて全国的に心配されています。そのへんがないようにぜひやってもらいたい。待機児童解消のために保育所がどんどん多くなったり保育士が足りないということで経験者を利用したりといろいろありますが、今から担い手を増やしていくという分にはこの条例も分からないわけではないのです。ただ、質が落ちないようにぜひやって欲しいと要望して終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 第2条についてお伺いします。概要の中に防火についてありますが、これは小規模保育事業A型、事業所内保育事業という企業の保育について防火を求めています。防火扉とかそれに準ずるものなのか。その説明をする場合に、工事費の助成も発生しているのかどうか。それについてお答えをお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、整備費についてですが、施設整備をする場合において基準額の範囲内で、施設整備トータルの範囲内となってきます。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時46分）

○議長 宮城清政君 再開します。こども課長。

○こども課長 前城 充君 ただいまの設備の件でございますが、イメージしているのは南風原町役場の階段です。それもやはり火災が生じたときには煙が入らないように封じることができるということで、今回のこの条文の中には説明概要にもありますように耐火構造の壁で囲むことや天井・壁は不燃材で仕上げることの他に階段下も一つの箱になりますから、火災が起こった部屋から煙が入り込まないようにちゃんとしてくださいねという趣旨のものでございます。ですから、防火扉など全部含めて、煙が入らないような構造にしてくださいという趣旨の内容になっています。

保育所を建設する場合も、厚労省が示した建物の基準が表になってありますので、そこに関してその定員によって限度額が決められていますのでそれに則って補助は払われることとなります。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 今回の改正によって、既存の施設はどうなるのか。これに基づいて追加で設備しなさいということになるのか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今回の改正の部分に関しましては、4階以上の建築物となっております。町内ではそういう保育所設備はございません。対象となる施設が今のところはないということで、今後、4階建ての保育所等ができた場合、きちんとこういう建築基準法と合致した設備を整えて造りなさいということになります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 大変分かりづらい文章になっています。別に配られている資料ですが、改正の趣旨のところの特例的運用が可能とされたことによるものかどうかということです。

で、可能とされているわけですから必ずしなさいというわけではないのですよね。することができる、できるようになった、ということなのです。それは南風原町でもそれをしなければならぬ、する必要に迫られているということなのかどうか。文言を見れば、その省令が出たことによって改正しなければならぬということではなくて、可能とされたということなのだから、必ずしななければならぬ義務ではないと読み取るわけだけでも、南風原町でもそうしなければならぬ事情があるのかどうかまずお聞きします。

それから、先ほどの③の追加的な保育士について町長が認める者にすることができるということですが、これについての費用が出てくるのかどうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず1点目についてでございます。市町村が条例を定めるに当たっては、省令等、国の政令等に従うべき基準か不賛成とすべき基準かでございます。今あります保育士の特例の部分に関しましては、従うべき基準となります。この従うべき基準というものは、国が定めた基準を上回ることは可能ですが下回ることはできないことになっております。国が特例を設けておりますので、そういう特例を町も設けて、この基準に従ってやっていくということになります。

2点目については、配置される保育士等、当然、運営費の中で全部支給されることになります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 参酌ですか斟酌ですか、されるというのではなくて、やらなければならないのだということですが、基準として国は緩めたわけですよね。ここまでの高さが正規の保育所だとすれば、保育士ではない町長が認めた範囲のみなし保育士でもいいですよと言っている部分についてそうしてもいいと決めたわけだけれども、それよりも下回ってはいけないのだから、上回るのはいいいわけですから、南風原町は条例を変えず現行条例のほうが下回らないじゃないですか。国が下にしたから、南風原も下にしたのだから、国より下回ってはいませんという理屈にはなるのだけれども、南風原町は下回りませんということでもできるとしたことが、可能にしたという文言ではないのですか。私はそのように見ます。

そして、これは小規模保育所にかかわることですよね。一般の、これまでの認可保育所とは違う、60名とか90名とかいっちゃう保育所とは違いますよね。そこに適用の話ではなく小規模保育所ということですね。下回ってはいけないというのだから、これまでどおりであれば下回ることはないわけですから、ここを変える必要があるのかということでもまだ理解できません。

それから、費用はそれに対して町として発生するということですが、これもやはり保育士で充てる場合と、保育士とみなすことのできる者に充てる場合とでは費用は違うわけでしょう。これを適用してみなし保育士を活用した場合には、町の負担もそれだけ減るということになると思うのですが、1つには実態に沿うのかどうかということと、現実にはそういう実態があるのかどうか。南風原町内の小規模保育所で追加的な保育士というものを今置いていて、それをみなし保育士に代えたいと、代えなければならないという実態があるのかどうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答弁いたします。本町の条例は、地域型保育事業に関する部分の改正であります。これは市町村が認可でありますので、われわれの条例で改正です。通常の法人の認可保育園に関しまして認可は県でありますので、県の条例がこのような特例を設けるということで改正されております。そのようになっております。

それから、そもそも基準を下げる必要はないのではないかとございますが、理想としましては当然われわれも全部保育士が当たったほうがいいということもございます。しかしながら現状では、保育士の確保に相当苦慮しておりますので、やはりこういう特例を設けておくことで現在いる保育士のシフトも組みやすくなってきますし、保育士が働きやすくなる環境が整っていくことが想定されますので、この特例は特例として改正すべきだと判断しております。

それから、事業所内保育を町が認可しているサマリヤ人保育所では、現在のところ全員保育士の資格を持った方です。町内の法人保育園に関しましては、この特例に該当する職員を置いている情報は今のところございません。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 保育士を確保しづらい状況があるから、みなし保育士で対応していくということをやっているのであれば、ますます保育士になる必要はなくなるわけです。保育士は要らないのだと、みなし保育士になればその仕事ができるのだからということになって、むしろ保育士になりたいという人たちの意欲を削ぐものになるのではないかと。南風原町の議論ではなくて、全国的にそういう省令が出てそういった方向でやるということであればそこの話になるのかも知れませんが、逆行ではないか、私の理解が間違いであれば指摘していただきたいのですがそう思います。

それから、これはまだ聞いていませんでしたが、設備のところでは、4階以上に保育施設等が設置される場合とすることでこれも小規模保育の話ですから、例えば最近マンションがたくさん出来てきていますが、そのマンションの一室を活用して小規模保育所を設け

ることが想定されるのですけれども、そういった場合などに避難階段だとか防火設備がこうでなければならないといった理解なのか。これから長い目で見ていけばそういうことが想定されるのではないかと思うものですからお伺いしたいと思います。

それから、先ほどの保育士がいないからみなしの保育士で対応することが保育士の活用にはむしろ逆効果だと、これは認識の違いですから確かめるものではありませんが、確かめたかったのは保育士が足りないからみなし保育士でシフトを組みやすくしようということなのですね、ということです。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず1点目ですが、マンション等で小規模保育事業所をやる場合ということで、当然、やろうとしている小規模保育事業所の建物の構造がこの建築基準に合致したものでなければ認可を得られないことになります。

それから避難設備の改正については、小規模保育事業のみではございません。建築基準法の改正によって保育所の避難階段の構造の改正となっていますので、建築基準法の中で保育所の避難階段についてでございます。

それからもう1点でございますが、やみくもと申しますか保育士の資格を持っていないが町長が認めた者をどんどん充ててという、そういう考えは全くございません。やはり、保育所において保育士がしっかり継続して仕事をできる、集中して保育に当たれる、そういう環境を作るのも大変重要だと思います。シフトを組む場面、場面では、しっかり研修を受けて保育士と同等とみなされる方が入って保育所を運営していく、そのようにして保育所の運営につなげていくと判断しておりますので、われわれとしては今回の条例の提案となっております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 少しお聞かせください。1点目は、せっかく待機児童解消のためにこういう制度を作ろうとしています。そこで、町内に希望される方がおられるのかどうか。それからもしなかったら、これからどのようなかたちで推進していくのか聞かせてもらえますか。

2点目に、国の補助金について確認します。設備あるいは建物改築などに対して補助が出ると答弁されていましたが、それが事実なのかどうか。もし国の補助金があるとすれば、これから皆さんは認可保育園を推進していくということで取り組んでいると思いますが、小規模保育所の経営がかなり厳しい。もし国の補助金、町の補助金が整備のために使われて、途中で保育所を辞めたということになり兼ねない、そういうことはないかどうか。小規模は、園児の数が少ないと経営がかなり厳しいと聞いています。経営が厳しいとなれば、

当然途中で白旗を挙げて辞めたということになり兼ねない、そういうことは心配はしない
でいいのかどうか聞かせてください。以上、2点について聞かせてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず1点目です。今回の条例改正に係る部分に
関しましては、地域型保育事業の中の小規模保育事業所A型、定員20人以上に限るとい
う部分と、それから事業所内保育事業所なのですが、保育所型事業所内保育事業所とな
ります。こちらも定員20人以上でございまして、現時点、南風原町にはございません。そ
して、今のところ手を挙げているところもございません。

それから、小規模保育事業所の運営についてですが、われわれの耳には経営が厳しいと
いう声は入っておりません。きちんと事業の運営費については公定価格でもって算定さ
れた額を毎月、園にお支払いします。そういった部分で、現時点では運営はできてい
るのではないかと判断しています。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 私の耳に入ったのは、人数が少ないと、職員を採用して人件費を
払って、そして銀行から借入れをして保育所を作っていくということではかなり厳しい
という話は聞いています。ところで、町はそういう小規模保育所はどちらを推進してい
くのか。認可保育園、60名保育であるとか90名保育であるとか、待機児童解消のため
の保育所の整備はそういったものも含めて制度としてあるでしょう。先に言ったよう
に、途中で投げ出さないかと心配であります。町はどちらを推進していくのか。認可
保育園60名、90名、120名、それぞれ年々園の数や規模が増えてきています。そう
いった面でも経営が心配なのでどうかと思っています。ですから、町としてはこれも推
進するのか。来たら受け付けるぐらいのものなのか。町として認可保育園の整備を
力で入れていくのか。どういう方向を持っているのか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。待機児童の解消に向けて町としては両方に
力を入れております。小規模保育事業については、0歳から2歳までが対象でござい
ます。一番、待機児童が多い年齢になります。ですから、やはり地域全体のニーズを
見ながら、一番待機児童の多い0から2歳児の部分の解決に向けては小規模保育事
業も有効な保育園だと認識しております。ただ、これを全体的に見ますと当然60名
定員、90名定員の認可保育園は必要です。町全体の待機児童解消に向けてはそ
の両方を組み合わせて、子ども・子育て

て支援計画に沿って施設整備を進めてまいります。

それから、小規模保育事業所の運営に関してですが、これは認可を受けた小規模保育事業所ですのできちんとその保育所の運営費に関しては町からしっかり支払われていくことになります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第32号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第32号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第32号について討論に入ります。討論はありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今、議題となっている条例の改正については、私はその中心的なものは保育士の確保の困難さを理由として保育士ではない保育士の資格を持たない、それなりの条件を付けて保育士とみなされる者にその業務の一部を充てるということでありまして、それがこの条例の第1条になっているかと思えます。当面の対策ということでやっているのかも知れませんが、本来、保育士が誇りを持って保育士として働ける状況を整備するのが本筋であって、そこはやっていないとは言いませんけれどもそれよりも先に保育士に代わるものに仕事を担わせていくことにつながるものである。これではますます保育士にならなければならないという思いは弱まるものであって、むしろ保育士不足の解決にはならないと考えます。また、この説明によりますと、この運用はこれが可能となったのだという説明であります。それでもやらなければならない基準だという説明がありましたけれども、表現上そうなのであればそれをやるべきではないかと思えますので、今回の改正には保育の質の確保という観点からも反対をするものであります。以上であります。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第32号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されま

平成28年第2回臨時会

した。